

○国立大学法人埼玉大学学術院規則

〔令和 5 年 12 月 14 日〕
規則 第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第 10 条第 2 項の規定に基づき、学術院に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 学術院は、教員が一元的に所属し教育研究組織（各学部、各研究科、各機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。）を担当することで、社会のニーズに応じた多様で柔軟な教育を実現するための体制を構築し、かつ、本学の教育研究活動の充実・発展に資することを目的とする。

(構成)

第 3 条 学術院は、学長並びに常勤の大学教員及び附属学校教員で組織する。

(学術院長)

第 4 条 学術院に学術院長を置き、学長をもって充てる。

(学術院運営委員会)

第 5 条 学術院に、学術院の運営に関する事項を審議するため、学術院運営委員会を置く。

2 学術院運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 6 条 学術院に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、学術院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。